

第 10 期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

事業報告

「2. 会社の現況」の「(5) 業務の適正を確保するための体制」の一部

株式会社テラプローブ

事業報告の「2. 会社の現況」の「(5) 業務の適正を確保するための体制」のうち、平成 27 年 4 月 28 日開催の取締役会決議による改定後の内容につきましては、法令及び定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.teraprobe.com>) に掲載し、提供しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 27 年法務省令第 6 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されることを踏まえ、平成 27 年 4 月 28 日開催の取締役会決議により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容を一部改定しております。改定後の内容につきましては、以下のとおりであります。

①当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 企業活動全般において遵守する必要がある指針と基準を明確化した **Code of Conduct** を当社にて作成し、その内容を当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)の取締役等及び使用人に周知徹底させるとともに、その遵守を義務付ける。
- ・ コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を当社に設置し、当社グループのコンプライアンス体制を整備するとともに、当社グループ全体への浸透と徹底を図る。
- ・ 当社グループの取締役等及び使用人が利用可能な内部通報制度(コンプライアンス・ヘルプライン)を設置し、当社グループに本制度を周知徹底し、法令上疑義のある行為等についての情報の確保に努める。
- ・ 取締役等及び使用人におけるコンプライアンス意識の向上を図るため、当社グループの取締役等及び使用人を対象としたコンプライアンス教育を実施する。
- ・ 反社会的勢力と一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で拒絶する。

②当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行の適正に対する事後的なチェックを可能にすることを目的として、取締役会議事録等の取締役の職務執行に係る文書を社内規則に則り保存及び管理する。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社グループの企業経営及び事業環境に重大な影響を及ぼすリスクを確実に認識した上で、十分な事前検討と社内規程による牽制に基づき、適切な対策を実行する。
- ・ 当社グループの損失危機の管理に関する規程、体制整備及び対応方法の検討については、コンプライアンス委員会を通じて継続して推進する。
- ・ 大規模災害等、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、事業継続計画に関する社内規則を制定し、被害の拡大を最小限にとどめる体制を構

築する。

- ④当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社取締役会は、当社グループの経営の執行方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定し、当社グループの業務執行状況を監督する。
 - ・ 執行役員によって構成される執行役員会を当社において定期的に開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議し、執行役員の合議により決定、遂行する。
 - ・ 取締役、執行役員及びその他使用人の職務分掌と権限を当社社内規則で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
 - ・ 当社グループの中期経営計画及び年次予算の策定を行い、当該計画または予算を目標として業績の管理を行う。
- ⑤子会社の取締役等の職務執行状況の報告その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社において、子会社の経営内容を的確に把握するため、当社が定める関係規則において基準を定め、業績、その他重要な情報について定期的に報告を受ける。
 - ・ 当社グループの各組織の業務が適正に行われているか否かを効果的にモニタリングするために当社に内部監査室を設置し、当社グループの内部監査を実施する。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 代表取締役は、監査役からの依頼があった場合、執行役員をもって、監査役と協議の上、必要に応じ監査役の職務を補助すべき使用人を指名させる。なお、この場合、補助すべき期間を設定することができる。
 - ・ 上記使用人の人事異動、人事評価、及び懲戒処分にあたっては、監査役と事前に協議を行う。
 - ・ 上記使用人は、監査役の補助に関する職務を行う際には、監査役の指示に従うものとし、取締役等からの指示を受けない。
- ⑦当社グループの取締役等、監査役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社グループの取締役等、監査役及び使用人は、当社監査役会で定めた年度の監査方針・監査計画に基づき実施される、監査役監査に対応する。

- ・ 当社グループの取締役等及び使用人は、当社監査役から要求があり次第、自らの業務執行状況を報告する。
- ・ 当社グループの代表取締役と当社監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に主要事項に関して協議を行う。
- ・ 内部通報窓口（コンプライアンス・ヘルプライン）への通報状況とその処理状況は、定期的に当社監査役に報告する。
- ・ 当社監査役へこれらの報告を行った取締役等、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等、監査役及び使用人に周知徹底する。

⑧監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 当社は、監査役よりその職務の執行について、費用の前払い等の請求があった場合、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、取締役及び使用人の業務執行状況をタイムリーに把握できるよう、取締役会、執行役員会等の重要会議に出席する権限を有する。
- ・ 監査役は、取締役及び使用人に対し、監査に必要な資料の提出並びに説明を求め、また全ての電子ファイルにアクセスする権限を有する。
- ・ 内部監査室は、当社グループに対する内部監査の実施状況、結果について取締役会への報告に加え、監査役会に対し報告を行う。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用体制を構築するとともに、かかる体制が適正に機能していることを継続的に評価し、必要に応じて是正措置を行う。